

令和7年度狩猟免許更新案内

滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
TEL 077-528-3489 FAX 077-528-4846

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適性化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第1項の規定に基づく令和7年度狩猟免許更新講習および適性検査を次のとおり行います。

1 令和7年度 狩猟免許更新講習・適性検査の日時および場所

	日 時	場 所	定員
第1回	令和7年6月27日（金） 10時30分から12時まで	東近江市あかね文化ホール 東近江市市子川原町461-1	40人
第2回	令和7年6月27日（金） 14時から15時30分まで		40人
第3回	令和7年7月2日（水） 10時30分から12時まで	高島市観光物産プラザ 高島市新旭町旭一丁目10番地1	40人
第4回	令和7年7月3日（木） 10時30分から12時まで	甲賀市まちづくり活動センター「まるーむ」 甲賀市水口町水口6009番地1	50人
第5回	令和7年7月3日（木） 14時から15時30分まで		50人
第6回	令和7年7月8日（火） 10時30分から12時まで	長浜市民交流センター 長浜市地福寺町4-36	35人
第7回	令和7年7月8日（火） 14時から15時30分まで		35人
第8回	令和7年7月10日（木） 10時30分から12時まで	愛荘町立福祉センターラポール秦荘 いきいきセンター 愛知郡愛荘町安孫子1216-1	30人
第9回	令和7年7月10日（木） 14時から15時30分まで		30人
第10回	令和7年7月11日（金） 14時から15時30分まで	滋賀県庁新館7階大会議室 大津市京町四丁目1番1号	100人
第11回	令和7年8月23日（土） 13時30分から15時まで	滋賀県庁東館7階大会議室 大津市京町四丁目1番1号	100人

- 備考 ① できる限りお住まいの地域の会場で受講をお願いします。更新予定者の所在地を見込んだ上で定員を設定しています。
- ② 講習の受付時間は講習開始時間の1時間前から開始します。受付後、視力検査を実施しますので、必要な方は眼鏡等を必ず持参してください。
- ③ 免状の即日交付は行いません。
- ④ 講習の終了時間は、受講者数の多少により変更する場合があります。
- ⑤ 災害その他環境省令（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適性化に関する法律施行規則第56条第2号）で定めるやむを得ない理由のため、上記のいずれの日にも更新を受けることができない者は、速やかに下記2の受付場所に申し出てください。

2 狩猟免許更新申請書受付場所（代理人でも可。申請に委任状は不要です。）

受付場所（かつこ内は管轄地域）	所在地	電話番号
滋賀県西部・南部森林整備事務所 （大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市）	〒520-0807 大津市松本一丁目2-1	077-527-0655
滋賀県西部・南部森林整備事務所高島支所 （高島市）	〒520-1621 高島市今津町今津1758	0740-22-6033
滋賀県甲賀森林整備事務所 （甲賀市、湖南市）	〒528-8511 甲賀市水口町水口6200	0748-63-6116
滋賀県中部森林整備事務所 （東近江市、彦根市、近江八幡市、日野町、 竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町）	〒527-8511 東近江市八日市緑7-23	0748-22-7718
滋賀県湖北森林整備事務所 （長浜市、米原市）	〒526-0033 長浜市平方町1152-2	0749-65-6616

備考 ①申請書は、原則として申請者の住所地を管轄する森林整備事務所に提出してください。

②できる限りお住まいの地域の会場で受講をお願いします。

3 申請書の受付期間

講習	受付期間（土曜日、日曜日、祝日は除く）	受付時間
第1回 ～ 第10回	令和7年5月26日（月）から同年6月11日（水）まで	9時から17時まで
第11回	令和7年7月14日（月）から同年7月25日（金）まで	9時から17時まで

備考 ①定員に達した場合は、受付期間中であっても、受付を打ち切ることがあります。

②電話やメール等による仮予約はできません。

③郵送の場合は、簡易書留によるものとし、申請書に滋賀県収入証紙を貼付したうえで、受付期間の必着とします。

4 狩猟免許更新資格

次のいずれにも該当している必要があります。

- (1) 県内に住所を有していること。
- (2) 現在、狩猟免許が交付されており、その免許の有効期限が令和7年9月14日までであること。
なお、有効期間が異なる2つ以上の種別の狩猟免許を受けている者について、いずれかの有効期限が令和7年9月14日の場合、交付されている狩猟免許すべてについて受講することができます。このとき、新しい狩猟免許の有効期間はすべて令和10年9月14日までとなります。

【注意】

他都道府県から転入してきた場合は、前住所で交付を受けた狩猟免許の備考欄に住所移転の証明がされていないと、受講することができません。

5 更新に必要な書類（以下の3点）

- (1) 狩猟免許更新申請書 1通（注：狩猟免許申請書ではありません。）
- (2) 写真 1枚（狩猟免許更新申請書に貼り付けてください。）
狩猟免許更新申請書提出前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm、横2.4cmの写真で、その裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの。
- (3) 下記①、②のいずれかの書類。
①鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当しない旨の医師の診断書（狩猟免許更新申請書提出前3か月以内のもの）。
②銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合は、当該許可証の写し。
- (4) まとめ申請確認票 1通
（「複数人をまとめて申請する場合」かつ「キャッシュレス決済の場合」に必要です。）

6 申請手数料

手数料は下表のとおりです。滋賀県収入証紙またはキャッシュレス決済によりお支払いください。

	網猟、わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟各1件につき
免許更新手数料	2,900円

注：複数の種別の免許を更新する場合は、この金額に更新する免許の種別数を乗じた金額が必要です。
(例：わな猟、第1種銃猟の更新 2,900円×2種=5,800円)

(1) 滋賀県収入証紙による支払い

必要な金額の滋賀県収入証紙（収入印紙ではありません。）を購入し、狩猟免許更新申請書に貼り付けてください。

（滋賀県収入証紙の販売場所）

滋賀県庁会計管理局管理課、滋賀県会計管理局会計課の各地域会計係（南部、甲賀、東近江、湖東、湖北および高島合同庁舎内）、滋賀県長浜土木事務所木之本支所、滋賀銀行本店・県内支店出張所、平和堂の一部店舗において販売しています。

(2) キャッシュレス決済による支払い

受付場所の窓口でお支払いください。

（利用可能な支払方法）

クレジットカード（Visa、Mastercard、JCB、アメリカン・エクスプレス、DinersClub）

7 講習・適性検査の内容

	講 習	適 性 検 査
内 容	1 鳥獣の保護および管理ならびに狩猟の適正化に関する法令 2 鳥獣の判定および保護管理 3 猟具の取扱い	1 視力 2 聴力 3 運動能力

8 適性検査の合格基準

科 目	合 格 基 準
視 力	1 網猟免許またはわな猟免許に係る適性試験にあつては、視力（万国式視力表により検査した視力で、矯正視力を含む。以下同じ。）が両眼で0.5以上であること。ただし、一眼が見えない者については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.5以上であること。 2 第1種銃猟免許または第2種銃猟免許に係る適性試験にあつては、視力が両眼で0.7以上であり、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること。ただし、一眼の視力が0.3に満たない者または一眼が見えない者については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.7以上であること。
聴 力	10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえる聴力（補聴器により補正された聴力を含む。）を有すること。
運 動 能 力	狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢または体幹の障害がないこと。ただし、狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢または体幹の障害がある者については、その者の身体の状態に応じた補助手段を講ずることにより狩猟を行うことに支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。

備考 ①複数の種別を受験される場合、合格基準の高い方の適性検査に合格したときは、いずれの適性検査にも合格したものとなります。

②鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の6第1項に規定する認定鳥獣捕獲等事業に従事する者で、事前に申請があった者については、同法施行規則第59条の2に基づき、適性検査を免除するものとします。

9 更新講習・適性検査当日の注意事項

- (1) 更新講習開始後の会場への入場は、開始後15分以降は一切認めません。
- (2) 受講中は携帯電話および電子機器等の使用は禁止します。
- (3) 第10回および第11回の更新講習・適性検査の会場は、駐車場がありませんので公共交通機関をご利用ください。なお、それ以外の会場も駐車場の数が限られていますので、できるだけ公共交通機関を御利用ください。
- (4) 喫煙スペースの有無は施設ごとに異なりますので、会場の指示に従ってください。また、たばこの吸い殻のポイ捨て等は絶対にしないでください。
- (5) 講習・適性検査については、講師および担当者の指示に従ってください。

10 狩猟免状の返納について

狩猟免状については、狩猟免許が失効したときに返納する義務があります。以下の方法にて返納してください。

- (1) 申請時に、狩猟免許更新申請書に添付し、返納する。
- (2) 狩猟免許更新講習の会場に持参し、返納する。
- (3) 失効後、速やかに、2の森林整備事務所に返納する。